

平成23年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月13日（月曜日）午後1時30分開議

本日の出席議員

議長（5番）	生井 和巳君	副議長（3番）	上野 政男君
1番	中山 亨君	2番	大久保弘子君
4番	中山 勝三君	6番	相沢 政信君
7番	大久保 武君	8番	水垣 正弘君
9番	矢中 召二君	10番	小島 由久君
11番	稲葉 常美君	13番	宮本 直志君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

12番 小竹 徳市君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	風見 好信君	総 務 課 長	飯島 英男君
企画財政課長	斉藤 実君	税 務 課 長	青木 良夫君
町 民 課 長	小竹 貞男君	福祉保健課長	生井 勝巳君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	浜名 進君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	幸田 裕之君
農業委員会 事務局 長	水垣 進君	学校教育課長	水書 正義君
教育次長兼 公民館長兼 生涯学習課長	上野 林作君	給食センター 所 長	片平 博君
総務課 参事	鈴木 忠君	企画財政課 参 事	青木 喜栄君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 主 査 小林 由実  
主 任 外山 勝也

---

議長（生井和巳君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。  
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、  
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

### 議 事 日 程 （第2号）

平成23年6月13日（月）午後1時30分開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 議員派遣の件

日程第3 閉会中の継続調査の件

閉 会

---

議長（生井和巳君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨  
害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し  
上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮  
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

---

日程第1 一般質問

議長（生井和巳君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、10番、小島由久議員の質問を許します。

10番、小島由久議員。

(10番 小島由久君登壇)

10番(小島由久君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による放射線漏れ風評被害等について一般質問をいたします。

1点目として、今回の大地震並びに巨大津波により岩手県、福島県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県等に被害をもたらした東日本大震災である。特に仙台市、陸前高田市、石巻市、大槌町、女川町などは70%から80%が壊滅状態となり、家も家族も、車も船のみ込み、流され、残されたのが死者と行方不明者、瓦れきの山である。また、福島第一原子力発電所の事故、放射能漏れにより被災地の皆様方初め半径20キロから30キロの住民に対し、避難するよう国の指示により避難を余儀なくされた被害者の皆さんは、家も家族も失い、着のみ着のまま避難され、避難所は電気は停電、水道も断水、油等の不足により寒さと食べる物なく、飲み物もなく、つらい、苦しい、厳しい思いをしながら、毎日救済物資を今か今かと待っている避難民の皆様方である。夜になると、家族が失われ、家族、子ども、兄弟、父や母が、じいちゃんやばあちゃんが亡くなられ、また行方不明になっている家族の方々は、考えると夜もなかなか眠ることもできず、疲労とストレスがたまり、多くの方が健康がよくないと訴える人が出てくるなど、悲惨な状況、風景をテレビで放映されているのを見ると、胸が熱く、自然と涙が出てしまいます。

100年に1度という想定外の東日本大震災である。これに対し、各国から多くの義援金、物資等が支援されています。我が国においても、特に1人で100億円、10億円、1億円、5,000万円等の支援があったと報道されました。当八千代町においても、東日本大震災に対し法人、個人等からの義援金の支援があったと聞いております。当町が受け付けた義援金の金額はどのぐらいの金額が集まったのか、お伺いいたします。この質問については、6月4日に回覧にてお知らせをいただきました。東日本大震災義援金受け付け状況では、会社、法人、団体、個人合わせて、5月27日現在で50組あり、義援金の金額は1,041万9,819円の義援金が集まったと載っていました。支援をしてくださった多くの方々から感謝とお礼を申し上げます。答弁については、お知らせをいただきましたので、町長の判断にお任せいたします。

2点目として、福島第一原子力発電所事故による風評被害等についてお尋ねいたします。東京電力福島第一原子力発電所事故発生に対し、国では風評被害原子力災害特別措

置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、原子力災害対策本部長、内閣総理大臣より、福島、宮城、岩手、群馬県、栃木、茨城、千葉県などで産出される原乳、ホウレンソウ、カキナ等の野菜について、当分の間出荷を控えるよう指示があり、橋本昌知事は県としてもホウレンソウ、カキナについては当分の間出荷を差し控えること、またこれまでに暫定基準値を下回る露地栽培5品目、ネギ、キャベツ、レタス、レンコン、白菜、またハウス栽培においてはトマト、イチゴ、キュウリ、水菜、ピーマン、小玉スイカ等を含め12品目については、国民、県民の皆様へ情報を広くお知らせし、風評被害が広がらないよう尽力するとしています。

また、5月26日の読売新聞に、県では東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会は、第2回目の請求金額が約65億5,300万円と発表し、5月27日に東京電力本店に請求書を提出するとしています。また、協議会によると、今回は3月11日から4月30日までの対象出荷制限となったホウレンソウやパセリなどの損害は3月、4月で約10億5,000万円に上ったほか、出荷制限品目以外で風評被害によって出荷をやめたり、価格下落した損害は、4月分でレタス約8億9,000万円、ピーマン約6億9,000万円など、計44億8,500万円に上ったとしています。また、同協議会では、現在農協以外のルートで出荷をしている農家について、市町村を通して請求の取りまとめをしている。今回出荷制限と風評被害を含め、9市町村の計約6億4,700万円にとどまり、その他次回以降の請求となるとしています。風評被害による野菜の価格低迷は現在も続いており、県では損害賠償の総額はさらに増えるとしています。

当八千代町は、基幹産業が農業であり、農業を営んでいる農家にとって、放射線漏れの風評被害で出荷制限により、特にホウレンソウ、カキナ専業農家にとって大きな打撃となり、死活問題であると話をされます。また、茨城県の野菜ということで消費が伸びず、白菜、キャベツ、レタス、トマト、キュウリ等は今年の3分の1に値崩れをし、農家の方は大変厳しい状況だと悲鳴を上げています。そこで、町長にお尋ねいたします。出荷制限となった八千代町のホウレンソウ、カキナの面積と被害金額はどのくらいになるのか、また出荷制限品目以外で風評被害によって出荷をやめたり、価格が下落した損害に対し、県では市町村などを通して請求を取りまとめていると新聞で発表されています。当八千代町においても県からの指示があり、被害の状況を調査し、請求の作成に取り組んでいるのか。また、出荷制限となった野菜等に対する損害の補償について、当八千代町はどのように対応しているのか、町長にお伺いいたします。

3点目として、農家の避難民受け入れについてお尋ねいたします。福島第一原発事故の影響で、避難を余儀なくされる避難民の受け入れについては、既に関東のさまざまな場所で東北からの避難者を受け付けております。当八千代町においても、中国人研修生が主だが、原発事故以降、大使館からの自主帰国報道を受け、300人ぐらいの中国人研修生がいたが、3分の1が帰国したと聞いております。農家では、3月、4月、5月は春野菜の収穫の最盛期であり、人手不足は農家にとって深刻な問題である。このような人手不足を解消、補うため、協同組合若葉会、副会長の水垣正弘議員の仲介により、避難民の家族11世帯と子ども6人を含む54名の方を受け入れ、農家の方々に紹介をして、時給800円、アパート代1カ月無料提供とテレビ、新聞等で報道されました。

こうした中、八千代町で迎え入れた避難民の家族、また風評被害等の作物に対し、役立てていただきたいと理化工業より500万円、芦ヶ谷ゴルフ愛好会より20万円、クラモチ薬局より5万9,028円の義援金があり、またエノモト薬局さんより作業服等、野口教育委員より布団10組などの物資の支援があったと聞いています。当八千代町では、こうした義援金、物資等の用途の概要として、住居費支援1賃貸当たり1カ月2万円限度として6カ月間、半年の助成を行う、また児童支援として幼稚園、保育園の助成金1カ月1万円を限度として6カ月間助成を行うとしています。参考として、小中学生には準保護世帯扱いとして町の予算を運用するとし、支援の内容としては給食費、学用品、校外活動費等の助成をする、物資等の支援に対しては被災者等に支援をし、また町の特産品など個人に配付ではなく、臨機応変に対応するとしています。イベント等の活動として、農産物即売会を支援し、また、町の各行事、夏祭りなどの招待を通して、被災者並びに風評被害の物心面にわたって支援を図るとしています。その他必要事項については、八千代町災害見舞金配分委員会にて決定するとしています。

町長にお伺いいたします。町ではいろいろな支援策を考えておりますが、私は被災者の方々は収入も少なく、生活もこう大変厳しい状況ではなかろうかと思っております。当八千代町で受け入れた11世帯の避難民に対して、固定資産税、町民税等は八千代町の税金の対象となるのか、対象となる場合には電気料、水道料は別として、固定資産税、町民税の減免、医療費、国民健康保険料の考慮なども考える必要ではなかろうかと思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、災害地においては、なかなか復興の見通しが見えない状況、状態ではなかろうかと思っております。こうした中、放射線漏れにより、半径20キロから30キロの避難民の避難

解除は長引くのではなかろうかと思えます。仮に2年、3年、4年と長引いたときには、八千代町で受け入れた避難民の家族に対し、八千代町はどのように対応していく考えなのか、町長にお伺いいたします。

最後に、小中学生の助成金に対しては、準保護世帯扱いとして町の予算を運用していますが、大小の金額にかかわらず町民の税金を使うこととなりますので、どのくらいの予算の金額になるのか、また財源の確保について町長の答弁をお伺いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わりますが、答弁を聞いた上で再質問をさせていただきます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 10番、小島議員の一般質問にお答えします。

初めに、当町が受け付けた義援金の金額についてであります。当町への義援金につきましては、行政諸般事項でも報告いたしました。このたびの東日本大震災の発生に伴いまして、八千代町に避難してこられた被災者支援並びに震災関連のために役立ててほしいということで、理化学工業株式会社を初め芦ヶ谷ゴルフ愛好会、クラモチ薬局、自動車整備振興会下妻支部から、合わせて535万円の義援金をいただいております。その義援金については、現在実施要綱に基づき、当町へ避難してこられた方々への住居費支援として、毎月上限2万円を6カ月、及び幼稚園、保育園の入園費支援として毎月1万円を6カ月間、さらに復興イベント等の経費に活用させていただいているところでございます。

また、そのほか日本赤十字社、共同募金会の2カ所への義援金も受け付けております。福祉保険課扱いによる赤十字社茨城支部への送金した額は、一般、行政区、役場役職員一同、募金箱等の50件で1,041万9,819円であります。社会福祉協議会扱いによる共同募金会へは12件、15万3,105円あります。そのほか当町に福島県より避難しています12家族35名に対し、18の個人や団体から提供いただいた作業着、下着の衣類及び生活用品等の支援物資も支給いたしました。日本赤十字社及び共同募金会において、9月末まで取り扱いますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、出荷制限となったハウレンソウ、カキナの面積と被害金額についてでございます。出荷制限を受けたハウレンソウ、カキナにつきましては、本町は4月17日に出荷制限を解除されました。出荷制限を受けたために圃場で廃棄された面積につきましては、

J A出荷者はJ Aで取りまとめております。また、J A外出荷者は産業振興課窓口で取りまとめを行っております。5月20日に東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会に報告しました町全体の3月、4月分のハウレンソウの廃棄面積は967アールになります。また、被害金額は、基準単価として出荷制限前の直近の市場価格を適用することになりますので、約8,142万円になります。また、原乳につきましても出荷制限を受けていたため、廃棄した量は13万5,950キログラム、損害額が1,060万4,000円になります。お茶も6月2日に出荷制限されておりますが、損害金額の集計はこれからになる見込みであります。さらに、出荷制限外の品目についても、風評被害による売上が減少したレタスや春白菜などの損害は、3月、4月分の申請で約4億7,046万円になります。茨城県協議会は、県内の被害金額を取りまとめて、5月27日、東京電力に一括請求を行っております。今後も賠償請求は毎月1回行うことになりますので、未請求分は6月以降に取りまとめることになっております。このため被害金額はさらにふえると思われれます。なお、カキナにつきましてもは該当がありません。

次に、被害状況を調査し、請求の作成に取り組んでいるかという質問でございますが、被害状況の把握につきましては、作物の種類も多く、また畑で廃棄したものや価格の下落など、個人ごとにその内容は違うことから、農業者の方にはJ A出荷者はJ A窓口、J A外出荷者は産業振興課の受付窓口申請していただくようになります。申請の方法としては、委任状、被害の報告書、被害を裏づける資料としての写真や作業日誌、出荷伝票などを提出していただいております。受け付けた報告書の内容を確認した上で、損害賠償額を取りまとめ、その結果を茨城県協議会に提出しております。このように風評被害を受けた農業者の損害賠償請求手続の支援を行っております。

次に、出荷制限になった野菜の損害の補償についてでございますが出荷制限を受けたハウレンソウや風評被害により価格が下落した野菜の損害の補償につきましては、各農業者が個別に損害賠償の請求や和解交渉を行うことは困難であることから、県域を一括して交渉・請求できる組織として茨城県、J A系統組織が連携し、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会を設置しております。本町も協議会を組織し、受付窓口を産業振興課といたしました。町の協議会で取りまとめた損害賠償請求は、県協議会に提出いたしております。県協議会では、茨城県全体を取りまとめて、一括して東京電力に賠償請求を行うことになります。なお、東京電力との和解が成立した場合は、賠償金・仮払金が県協議会を通して請求者各自の口座に振り込まれることになります。

次に、固定資産税、町民税の減免についてであります。ご承知のとおり、固定資産税につきましては毎年1月1日現在の所有者に対し、固定資産の所在地の市町村で課税されます。また、個人の住民税につきましては、同様1月1日現在の住所地の市町村で課税されることとなります。したがって、今回東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による八千代町へ避難されてきた方々につきましては、従前の市町村において減免を受けることとなります。また、国民健康保険税につきましては、八千代町に転入して国民健康保険に加入しますと、加入月から八千代町で課税されることとなります。東日本大震災により被害を受けた方々や原子力災害対策特別措置法の規定により避難指示を受けた地区の方々に対しましては、国民健康保険税の減免の対象となりますので、国・県からの取り扱い指導や八千代町国民健康保険税条例、八千代町国民健康保険税減免取扱要綱に基づき対処したいと考えております。

また、避難者に対する医療費の考慮につきましてでございますが、今回の震災に関する被災地域の住民であって、甚大な被害に遭われた方々や原子力発電所の事故に伴い避難対象となっている方々が医療機関での保険診療を受けた場合の窓口で支払うべき一部負担につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特別措置により免除されております。したがって、保険診療を受けた際の自己負担はないものとなっております。なお、期間は平成24年2月29日までとなっております。

続きまして、小中学生への助成金であります。このたびの震災により福島県から当町に転入した児童生徒は4名となります。転入者は、南相馬市、浪江町、福島市の2市1町からであります。これらの児童生徒は、全員が準要保護児童・生徒就学援助費の支給対象に該当するため、4月から6月までの3カ月分を7月8日に支給する予定となっております。7月に支給する4名の合計額は13万5,700円で、支給内容は給食費、学用品費、通学用品費等であります。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

10番、小島由久議員。

（10番 小島由久君登壇）

10番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問をいたします。

今、町長のほうから明細に答弁をいただきました。その中で、今言ったように被災者

の医療費とか、また健康保険料のほうも、そういう形の中で免除の対象になるというような答弁をいただきましたので、被災者にとってこれは本当にありがたい措置ではなからうかと思えます。また、風評被害によって、農家の皆さんも大変苦労しているところでもありますので、これからも続けて請求をしながら、農家の皆様の期待にこたえていただくよう、町長みずから積極的に対応していただきたいと、このように要望して一般質問を終わります。答弁は結構でございます。

議長（生井和巳君） 以上で10番、小島由久議員の質問を終わります。

次に、2番、大久保弘子議員の質問を許します。

2番、大久保弘子議員。

（2番 大久保弘子君登壇）

2番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

私は、大きくは2つに分けて質問をさせていただきます。まず、震災と原発被害対策についてお伺いしたいと思います。3月11日に発生した東日本大震災で、はかり知れない被害と多くのとうとい命が奪われました。当町につきましても、幸い人的被害はなかったものの、家屋の損壊や塀の倒壊など多くの被害が発生しました。また、原発事故による農畜産物への被害も甚大なものです。そこで、震災と原発事故による被害への対策について、次の項目について質問いたします。

1つ目は、防災無線の増設と室内受信機の設置についてです。現在、当町ではデジタル型防災無線機が60基設置されており、地域住民に対して一斉に情報を伝達できる仕組みになっております。今回の地震では、大いに活躍したわけですが、地域によっては情報が伝わらず、断水などの情報が錯綜しました。設置箇所は、現在行政区に1カ所程度かと思われませんが、大きい行政区や障害物の多い地域あるいは室内では町の情報が聞き取れず、多くの町民が困惑しました。地域の実態をよく調査し、緊急時に備え、一刻も早く確かな情報が伝わるよう、防災無線機の増設を図るべきです。また、大洗町では45基の屋外無線機のほか7,878基の戸別受信機が設置されており、避難指示が徹底したため、今回の地震、大津波で一人の犠牲者も出さなかったということです。人命にもかかわることですので、当町におかれましても戸別受信機の設置をし、情報の徹底を図るべきです。

2つ目に、原発事故による農畜産物への被害と補償などについてお伺いします。安全

神話のもとで、原発頼みのエネルギー政策が推し進められてきて、今全国には54カ所も原子力発電所があります。使用済み核燃料では、70本から72本の燃料棒を1つの集合体に束ね、冷却用プールなどに保管されています。全国で5万9,000体もあり、その中には死の灰も含まれ、福島第二原発のように100キロワット級の発電所なら年間で広島型原爆の約1,000発分も貯蔵されていると言われていています。使用済み燃料を安全に処理する技術が未熟なため、原発内で長期にわたって水で貯蔵しているので、常に地震と大津波の危険にもさらされています。日本共産党は、1976年以来一貫して原発の危険性を告発し、エネルギー政策の転換を求めてきましたが、国も東電も安全で安上がりということで聞く耳を持ちませんでした。そのような中での今回の福島原発事故は、収束の見通しがつかず、だれもが将来に不安を持っています。当町においても、農畜産物への出荷停止や風評被害が広がり、生産者は甚大な被害をこうむっております。原発は人災だ、大幅な減収に対する補償はどうかのだろう、多くの生産者の皆さんの声です。現在、JAや役場が損害額の取りまとめを行っていると聞きましたが、その状況はどうか、損害額の支払いはいつ、どういう形で行われるのか、全額補償されるのか、お聞きいたします。

3番目に、生活水の確保についてお聞きいたします。今回の大地震で霞ヶ浦導水管が壊れ、県からの水が使えなくなり、6日間の断水が行われました。給水時間も変更が多く、短時間でしたので、多くの町民の方が困惑しました。医療機関や福祉施設、学校などはもちろんですが、各家庭においても町の水道のみ利用している家庭では厳しいものでした。今回停電がなく、町の井戸による配水が行われたことは幸いでしたが、地震専門家によりますと、50年間続いた地震の静穏期が終わり、今活動期にあるということです。再び大地震が来る可能性があるとも言われています。緊急時に対応できる備えが必要ではないでしょうか。そこで、1つは耐震性貯水槽、2つ目に給水車、3つ目に簡易なタンク、4つ目に停電でも使用できる発電機についてお聞きいたします。

4番目の質問です。災害見舞金、修繕費補助についてお伺いいたします。土浦、坂東市、古河市で家屋などに対する災害見舞金が給付されることになりました。当町におきましても、屋根、塀などに大きな被害があり、修復に数年かかると言われております。多額の費用もかかります。毎日不安でいる町民に何か対策を考えるべきかと思いますが、いかがですか。社会資本整備交付金で一部損壊住宅への補助が可能になったと聞きましたが、町の施策はどうでしょうか、お聞きいたします。

5番目に、県内放射線モニタリングについてお伺いいたします。県民の放射能に対す

る根強い不安があり、県は5月に2回にわたり線量計を各市町村に1台を配付したという事です。当面要望の多い学校や公園などになる見通しということでしたが、当町ではいつ、どこで、どの高さで行われ、その結果はどうか、お聞きいたします。

6番目に、地震に関連して一中の新築工事についてお伺いいたします。既に一中の耐震診断はI s値0.3以下と出ています。今回の地震で損壊したところは補修されることになりましたが、今後再び大地震の可能性のある中で、新築が急がれます。計画と費用についてお聞きいたします。

大きく分けた2つ目の質問です。国保についてお伺いいたします。まず、広域化と一般会計繰入金及び基金の削減についてお伺いいたします。高過ぎる国保税が全国どこでも大問題になっております。県国保団体連合会の資料によりますと、当町の国保税は21年度で県内44市町村のうち13位、1人当たり平均10万2,220円となっております。4人家族で40万円を越す保険税ということになります。国保税は、前政権のもと値上げが繰り返され、この20年間に1.6倍、1人当たり3万円、4人家族で12万円も値上がりしました。現政権は、これを一層値上げすべき号令をかけました。多くの市町村が国保税の高騰を抑え、自治外独自の減免などを行うため、一般会計から国保会計に国の基準以上の公費を繰り入れていますが、民主党政権はこれをやめて、その分は保険料の引き上げをするよう指示する通達を昨年5月に出しました。収納率向上のかけ声のもとで、生活や営業が厳しくなり、国保税を滞納せざるを得なくなった人に救済の手を差し伸べるどころか、給与や年金など、生計費の差し押さえも各地で横行しています。ここ連続して行われている最高限度額の値上げの背景には、国のそうした方針があり、当町においても一概には言えませんが、22年度の一般会計からの繰り入れは約5,000万円減額、23年度当初予算ではさらに2,300万円減らし、基金も減額していく見込みです。22年5月、国は広域化支援方針の作成について、各市町村に通達しました。その中の赤字解消の目標年次という項目では、一般会計繰り入れによる赤字の補填分については、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できるだけ早期に解消するよう努めることとあります。政府の指示どおり、市町村独自の繰り入れがなくなれば国保税は全国で平均1人1万円の値上げ、東京都の市区町村では平均で1人3万円、4人家族では12万円という大負担増です。政府は、市町村が住民負担を軽減すると格差が生まれ、政府が推進しようとしている国保の広域化の障害になるといいます。格差是正というとてもない言い分、値上げを押しつけるなど許されません。

そこで、1つ目に、当町がもし独自繰り入れをなくした場合、国保加入者1人当たり幾らの値上げの可能性があるのか、お聞きいたします。2つ目に、一般会計からの繰り入れを2年間で7,000万円以上も減らし、基金もなくす方向では、ますます町民の負担がふえ、滞納者もふえ、医療も受けにくくなるのではないのでしょうか。広域化についての町長の見解をお聞きいたします。

2つ目に、国保に関連して医療の窓口負担の減免についてお伺いいたします。厚労省は、医療費の窓口負担の減免制度に対する国の新基準を策定し、それを周知する通達、事務連絡を2010年9月と2011年2月に出しました。そこには全自治体に減免制度の創設を求める、国基準の減免費用については2分の1を国が負担する、自治体独自の減免基準上乘せを認める、国保税滞納者も対象とするなどが盛り込まれています。当町での制度活用はどうか、滞納者に対する減免はどうか、お伺いいたします。

3つ目に、短期保険証のとめ置きについてお伺いいたします。多くの自治体では、短期保険証の更新に当たっては役所の窓口で保険料の納付相談がされ、幾らか保険料を納めないで保険証を交付してもらうことができません。そのため窓口に取りに行かず、役所に短期保険証がとまったまま、とめ置き状態になっています。そこで、いわゆるとめ置きの短期保険証がどれくらいあるのか、そしてとめ置きになっている世帯の中に高校生以下の子どもがいる世帯はあるのか、お聞きいたします。

以上で1回目の一般質問を終わります。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 飯島英男君登壇）

総務課長（飯島英男君） 2番、大久保議員の質問にお答えします。

私への質問は、防災無線の増設と室内受信機の設置についてでございますので、説明したいと思います。

現在供用いたしております防災行政無線につきましては、オフトークの通信施設老朽化に伴い、災害に強いまちづくりの一環といたしまして、平成16年度に屋外拡声子局を町内56カ所に、室内受信機を学校、幼稚園、保育園、議会議員宅、消防関係者宅等に61機を設置し、平成17年度より運用を開始しております。去る3月11日に発生しました東日本大震災の際には、町民への余震に対する注意喚起や上水道の給水制限、計画停電等の情報提供を防災無線によりお知らせを行いましたけれども、音声聞き取りにくい、家の中では聞こえない、音声が反響してわかりづらい等の意見をいただいているため、広

報車での巡回広報やチラシの配布等による情報提供を併せて行った経緯がございます。

防災無線の運用に当たりましては、屋外拡声器を使用して放送を行う施設の特性上、天候や家屋の気密性、隣接する施設との共鳴等により聞き取りにくいという課題も多く、現在までも同様の改善要望があったため、子局の拡声器取り付け角度の調整や時差放送による対応、放送の内容を再確認できる音声再生サービスなどにより改善を図ってまいりました。また、放送の聞こえない地域につきましては、行政区長から要望等により増設を行っております。平成20年度に、国の交付金によりまして、今里地内、下山川地内、平塚地内に子局を3局増設しております。今後も、同様に要望及び現況調査を行い、施設の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、室内受信機の設置についてのご質問でございますが、当町の防災行政無線につきましては、国の方針に従い、情報伝達にすぐれたデジタル方式を採用し、導入しておりますが、対応する室内受信機につきましては受信機本体及び外部アンテナ・設置工事等を含め、概算でございますけれども、1台につき約7万円程度の設置費用が必要となります。仮に町内全世帯に設置する場合には膨大な整備費用が必要となります。厳しい財政状況の中でございますので、今回の災害に対する国の動向や新たな情報伝達方法等を見据えた中で、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 2番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

原発事故によります農畜産物の被害と補償などについてのご質問ですが、今回の原子力発電所の事故によって生じる損害につきましては、出荷停止の指示を受けた農畜産物に限らず、事故との相当因果関係が認められるものについて、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、適切な賠償が行われることとなります。また、出荷制限や風評被害により売上げが減少した農畜産物に関しましても、このような考え方に照らして判断されるものと考えております。

具体的には、小島議員のご質問に町長が答弁いたしましたように、出荷制限品目のホウレンソウ、原乳、お茶と対象外の品目に対する風評被害の損害賠償になりますが、町

協議会が町内の損害を取りまとめ、茨城県協議会が県内の損害賠償請求を取りまとめて、東京電力に一括請求することになります。農業者の方には、損害賠償の請求に証拠資料の提出が必要になりますので、損害賠償請求の内容につきまして周知を行ってまいります。

また、いつ支払いになるのかというふうなことでございますけれども、これにつきましては現在のところ未定でございます。ただ、新聞報道によりますと、原乳につきましては3月23日から4月10日まで出荷制限がされております。これにつきましては、3月出荷分、これは県全体の数字でございますけれども、約1億9,300万円を5月31日に支払ったというふうな報道がされております。その記事の中で、この仮払いにつきましては全体の約半分、2分の1相当であるというふうな報道がされております。また、精算払いについてはまだまだ未定でございます。さらに、出荷制限になっておりますホウレンソウ、お茶等につきましても現在のところは全くいつ支払いになるか、また全額補償されるかということについては未定でございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 上下水道課長。

（上下水道課長 幸田裕之君登壇）

上下水道課長（幸田裕之君） 2番、大久保議員の一般質問にお答えします。

生活水の確保についてのご質問ですが、3月11日に発生した東日本大震災は、町内にも大きな被害をもたらしました。水道においても、12日の午後2時から19日の午前6時まで一時断水を余儀なくされました。一時断水は、途中24時間の給水を挟んでも160時間に及びました。断水の原因としては、町の水道施設だけでは町全体で使用する水量を十分に確保できないため、茨城県の県西広域水道用水供給事業から霞ヶ浦の浄水した水を約25%購入し、給水を行っています。その事業の施設損傷によるものであります。町では、4号取水井の改修工事を実施してまいりましたので、県にすぐ連絡をとり、取水増量の許可申請を行い対応しましたが、水量が足りず一時断水となり、水の濁りや出が悪いなど、町民の皆様大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことに深くおわび申し上げます。

現在の施設の状況をご説明いたします。八千代町水道事業は、昭和56年4月に県の許可を受け、60年8月に一部給水を開始しました。創設当時は、1日当たり、地下水5,100立方メートルと県西用水1,700立方メートル、合わせて6,800立方メートルでスタートしま

した。その後地下水の採取の適正化に関する視点から、採取量を1日当たり、1取水井最大850立方メートルに削減されました。したがって、4取水井の合計3,400立方メートルの地下水と県西用水1日当たり最大1,700立方メートルを受水し、最大で5,100立方メートルの水を確保しています。

平成22年度の1日当たりの平均配水量は3,909立方メートルであります。災害等で停電した場合、浄水場外にある2号取水井（中結城小学校）、3号取水井（太田の集出荷場の後ろ）、4号取水井（若の芝山、都市建設課の資材置き場）の採取は停止しますが、浄水場内には自家発電設備がありますので、1号取水井から1日当たり850立方メートルの水を採取できます。配水池には最大4,780立方メートルの貯水が可能であり、施設等に損傷がなければ1日程度の給水を可能としています。

配水池の状況ですが、1号配水池、コンクリート製、貯水量2,400立方メートル、昭和58年2月に竣工、2号配水池、円形ドーム型、貯水量2,380立方メートル、平成13年5月竣工の2基合計最大貯水量4,780立方メートルであります。

給水車につきましては、現在配備しておりません。非常用に給水タンク500リットル用が1個と700リットル用が1個、ポリタンク18リットル用を30個配置しております。

以上が施設の概要であります。

配水池の耐震基準であります。工作物のため建築確認は対象外であり、1号配水池はレベル1で震度5に対応しています。2号配水池はレベル2で震度6に対応しております。取水井への自家発電設備設置については、電源の切りかえ盤、それらを収納する建物、用地費などを含めた事業費は、1カ所当たり概算で4,300万円ぐらいが必要になるかと思われます。また、維持管理のため管理業者への委託も必要になると考えられます。給水車については、災害対策用給水車4トン級（4,000リットル用）の購入価格と車庫の建築等で、概算で1,700万円程度が必要ではないかと思われます。

先般策定しました八千代町水道ビジョンでは、4つの基本目標の一つとして、いつでも安定的に生活用水を確保を掲げ、災害に備えた安定的な給水の確保として、非常時水源の確保や施設の更新・耐震化計画の推進等と今後の課題としてとらえています。しかし、現在の財政状況をかながみますと、町単独事業で整備するのは大変厳しい状況ではないかと思われますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

(福祉保健課長 生井勝巳君登壇)

福祉保健課長(生井勝巳君) 2番、大久保議員の一般質問にお答えします。

質問の内容であります。災害見舞金あるいは修繕費補助についてということですが、被災者支援につきましては災害救助法の指定がされていないところでは支援が受けられないため、新たな事業となる被災者生活再建支援制度であります。この制度で対象となる自然災害では、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の項目で茨城県が該当することになります。制度の対象となる被災世帯とは、住宅が全壊した世帯、住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯等について支給対象となります。当町内においては該当する世帯がなく、支援金の支給もございません。なお、修繕費補助についてですが、半壊未満に対する補助ですが、町による被害状況調査では大部分が一部損壊のため、支援を受けることができる半壊との差が生じることがないため、現在の状況では難しいのではないかと考えております。

社会資本整備総合交付金の活用であります。国会のほうで協議中ということですので、現段階では答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長(生井和巳君) 生活環境課長。

(生活環境課長 岡田昭夫君登壇)

生活環境課長(岡田昭夫君) 2番、大久保議員のご質問にお答えいたします。

私への質問は、放射線モニタリングについてということですが、福島第一原発の事故に伴いまして、茨城県では東海村や大洗町周辺の10市町村に設置されておりました固定の測定装置と、また原発事故後に新たに設置をしました測定機器により、放射線量の測定が行われてまいりました。しかし、県南・県西地区の市町村では測定が行われなかったというようなことで、住民や市町村からの強い要望により、5月から第2、第4水曜日において、各市町村役場の駐車場において測定が実施されてまいりました。その結果、県のホームページ等にて公表されているところであります。

また、県から全市町村に簡易放射線測定器1台が配付されました。これにより、市町村独自での測定が可能となりまして、八千代町においても5月下旬から役場庁舎南側広場で、高さ約1メートルの位置で毎日朝の9時に測定を行ってまいりました。測定結果につきましては、月曜、水曜、金曜の週3日の結果を町ホームページに掲載をしております。また、行政区長さんを通しまして、回覧等で結果をお知らせをしているところで

あります。放射線量の測定結果でございますけれども、0.09マイクロシーベルトから0.119マイクロシーベルトの中で推移をしております。健康に影響のないレベルの測定結果というような形なのですが、胸部レントゲンの撮影のときの約500分の1程度の数値となっております。そういうことで、今のところ心配はないかというふうに考えております。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（学校教育課長 水書正義君登壇）

学校教育課長（水書正義君） 2番、大久保議員の質問にお答えいたします。

私への質問は、震災と原発についての（6）番、一中の校舎建てかえについてであります。最初に、町内の小学校5校につきましては、ご承知のとおり、平成22年度までにすべての建物の耐震化が完了しております。また、中学校についても、第一中学校体育館は耐震補強が済みであり、東中学校の体育館も本年度に耐震補強工事を実施しますので、残りは中学校2校の校舎のみとなっております。第一中学校の校舎につきましては平成16年度に、東中学校の校舎につきましては平成20年度に耐震診断を実施し、両校とも改築しなければならないという判定結果であったことは既にご承知のとおりかと思っております。

ご質問の第一中学校の建てかえ、いわゆる改築につきましては、町の総合計画に基づき進めておりますが、さきの東日本大震災により第一中学校の校舎の一部が被害を受けております。そういう事情もありまして、現在は建てかえ等につきましては最重要課題として取り組んでおるところでございます。今後の取り組みとしましては、平成21年3月に制定しました八千代第一中学校建設検討委員会設置要綱の一部の見直しを図りながら、新たに本年度中に委員会を設立しまして、多方面からの意見を集約、基本設計・実施設計、さらには工事着工へと進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いしたいと思っております。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 小竹貞男君登壇）

町民課長（小竹貞男君） 2番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険制度の広域化と一般会計繰入金及び基金についてであります。まず広域化につきまして、現在国において後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあ

り方について検討中であります。基本的な方向としては、加入する制度を年齢で区分することなく、被用者である高齢者、また被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入するものとし、そして新たな制度では、まず第1段階として、75歳以上の財政運営は都道府県単位にて行うこととする。第2段階としては、第1段階施行から5年後を目標に、全年齢での都道府県単位化を図るというものでございます。今後、高齢者のための新たな医療制度の概要が示されるわけでございますけれども、それに伴いまして、国保制度においても構造的な改革が行われると思われまます。新しい制度が、国保加入者にとって負担増にならないよう、あらゆる機会をとらえ努力をしていく所存であります。

次に、一般会計からの法定外繰入金につきましては、本年度当初予算では約2,000万円計上してございます。医療費の増嵩、またいろんな状況及び一般会計の状況によりまして、補正予算を編成する可能性が今後ございます。繰入金の考え方につきましては、現在のところ本町においては例年どおりの考え方で進んでございます。なお、昨年度の法定外繰入金は2,243万円でございます。単純計算でいきますと、被保険者1人当たり2,300円という計算になる予定でございます。また、基金につきましては、現在1億円ございますけれども、今年度は医療費の増嵩的な部分が出てくるかと思っておりますので、予算上では全額を取り崩しまして、医療費の支払いに充てるという予定になってございます。

次に、医療費の窓口一部負担金の減免についてでございますが、一部負担金の減免につきましては、ご周知のとおり、八千代町国民健康保険規則第34条において規定しておりますが、今年度からは八千代町国民健康保険一部負担金の減免等実地要綱を定めましたので、より具体的な基準により実施することになります。なお、この要綱による滞納者の扱いにつきましては、納税相談による納付誓約を履行中の方につきましては該当する内容となっております。いずれにしましても、一部負担金が支払い困難な状況の場合、税金の納付も困難であると考えられます。関係課が連携を図り、一体的な支援をしていくこととなります。

次に、資格証明書の発行と短期保険証のとめ置きについてでございますが、まず資格証明書の交付状況につきましては、現在13世帯でございます。それから、交付済み、既に交付されている短期被保険者証につきましては、6カ月が14世帯、3カ月が53世帯、1カ月が76世帯、合計で143世帯でございます。また、とめ置き、まだ手元に行っていないという短期の保険証につきましては、現在89世帯でございます。この中に高校生以下の

子どもさんがいらっしゃいますけれども、高校生以下の子どもさんにつきましては全員交付済みになっております。今後、税務課を初めとしまして、関係課と連携をとりまして、とめ置きの解消に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 2番、大久保議員の質問にお答えします。

まず初めに、原発事故による農畜産物の被害と補償などについてでございますが、原発事故による農畜産物の被害につきましては、小島議員のご質問にお答えしたとおりであります。

補償につきましては、各農業者が個別に東京電力に対しまして損害賠償の請求や和解交渉を行うことは困難であると思われまして、町が行うことも困難であります。県内を一括して交渉・請求を行う東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会が設置されておりますので、政府の原子力損害賠償紛争審査会の指針の動向を踏まえながら、県協議会を通じて東京電力に賠償請求を行ってまいりたいと考えております。

次に、生活用水の確保でございますが、これにつきましては担当課長が答弁したとおりでございます。

次に、災害見舞金あるいは修繕費補助についてということですが、担当課長が答弁したとおりでございますが、厳しい財政状況の中において、道路事業等につきまして緊急性・必要性を考慮しながら、9月の補正等により対応していきたいと考えております。

次に、6番目の一中の校舎建てかえについてでございますが、第一中学校の校舎につきましては平成16年に、東中学校の校舎につきましては平成20年度に耐震診断を実施し、両校とも改築しなければならないという判定結果であることは既にご存じのとおりであります。とりわけ第一中学校の改築につきましては、町の総合計画に基づき、最優先事業として進めていきたいと考えております。

最後に、国保についてでございますが、国保の広域化につきましては、国において平成30年度実施を目標に検討されているようでございます。今後は、国保の構造的な問題の解決や運営の具体化などのあり方等について、国と地方の協議の場を設置されることとなりますので、そうした機会に新しい制度が被保険者及び地方自治体の負担増になら

ない制度設計をしていただくよう強く要望していきたいと考えております。また、保険税を初め窓口一部負担金の納付が困難な方につきましては、関係課が一体となり、生活再建のために支援していきたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

2番、大久保弘子議員。

（2番 大久保弘子君登壇）

2番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきますと思います。時間がないので、3つぐらいちょっと質問させていただきます。

先ほどの課長の答弁によりまして、今回の情報伝達についてですが、実態を調査して充実を図るというご答弁をいただきましたので、緊急性を要するものですので、ぜひよろしくお願いたします。

2番目の農業被害のことについてですけれども、先ほどのご答弁で県で1億9,300万円の第1回目の仮払い、全体の2分の1というご答弁がありました。当町において、仮払い1回目はいつごろになる可能性があるのかということと、それから2回目の支払いについての可能性、それから出荷が停止、原乳とかホウレンソウについて出荷停止が解除になった後の風評による出荷額が下落している場合についての申請はどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、生活水の確保についてですが、先ほどご答弁を詳しくいただきました。停電の場合、発電機1本の井戸だけに設置してあるということですが、停電の場合はこの井戸の水量で、1本の井戸で850トンと聞きましたが、停電の場合は1本の井戸の発電機ではとても厳しい状況になるのではないかと思います。それで、今後の水道ビジョンによりまして、今後早急な確保を、整備をしていくというようなことを書いてありますので、ぜひよろしくお願いたします。ただ、給水車が今配備されていないということで、1,700万円の予算で4,000リットルですか、これが配備できるということですので、ぜひこれについて実現をお願したいと思います。

さらに、放射線モニタリングについてですけれども、先ほどのご答弁では庁舎南側、地上1メートルのところでも、水、金、測定しているということですが、多くの方、お母さんたちの要望では学校などで線量というのですか、放射線量を測定するとい

う希望もあるようですので、ぜひこれについて検討していただきたい。また、子どもたちはこれから何十年も成長していくわけですけれども、先ほどの放射線はごくわずかでずという、人体にも影響がないというお話でしたけれども、これは子どもたちが今後10年、20年成長して行く過程で蓄積されていくもので、レントゲン1回だけのわずかな量よりも少ないということですが、そういう長い過程の中で蓄積されて、非常に心配なわけです。定期的な測定と安全性を公表していくべきかと思いますが、その辺のところをぜひご答弁をお願いいたします。

以上で再質問を終わります。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 2番、大久保議員の再質問に答弁したいと思います。

まず、1点目なのですが、いつごろ支払いになるかというふうなことでございますけれども、先ほど答弁したとおり、原乳につきましては出荷制限が3月23日から4月10日まで制限されておりました。3月分につきましては4月末に県のほうに請求しまして、5月末に仮払いがあったというふうなことでございます。したがって、原乳の4月分については5月27日に請求したというふうなことでございます。これからいきますと、同じスピードでいけば、6月末ごろに仮払いができるのかというふうに予想されます。これはあくまでも町で行うものではなくて、県のほうで行っておりますので、あくまでも推測に過ぎません。ハウレンソウにつきましては、3月19日から4月17日まで出荷制限がございました。これにつきましては3月、4月分合わせて5月27日に請求しております。お茶につきましては、6月2日から出荷停止がかかっておりまして、現在も継続中でございます。そういったことでございますので、いつ支払われるかということについては、全くあくまでも予想という形でしかお答えできません。

それと、出荷停止された農畜産物について、その後風評被害に対しての請求はどうするのかというふうなご質問でございますけれども、これは出荷制限がかかっていない普通の作物と全く同じような形で、例えば原乳につきましては、もし風評被害で下落しているということであれば、4月11日以降出荷分についての価格の格差について通常の風評被害と同等に請求していくというふうなことで対応されるかと思っております。

以上です。

議長（生井和巳君） 上下水道課長。

(上下水道課長 幸田裕之君登壇)

上下水道課長(幸田裕之君) 2番、大久保議員さんの再質問にお答えいたします。

再質問は、災害時の停電での対応ということですが、浄水場内に自家発電設備がありますので、それは1号取水井だけなのですけれども、県と調整をいたしまして非常時の場合に1号取水井からの取水増量の許可申請などを行い、また配水池に配水してある水とで対応していきたいと考えております。また、自家発電機の設置及び災害対策用の給水車の購入については、先ほども申したとおり、ちょっと現在の財政状況では設置することが困難かと思われますので、今後の課題の一つとしていろいろ検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(生井和巳君) 生活環境課長。

(生活環境課長 岡田昭夫君登壇)

生活環境課長(岡田昭夫君) 2番、大久保議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど説明した中で、ちょっと不備があったかと思ひますが、5月からの町での測定でございますが、5月下旬より毎日行っております。それで、結果の報告というような形で、ホームページと回覧等でお知らせをしておりますが、それが月、水、金というような形で1日置きのデータをお知らせしているというような状況でございます。

また、学校関係という形ですが、これはこれから検討されると思ひますが、学校関係の父兄さんとか親御さんには大変心配な部分があると思ひますが、その辺は今後の検討と申ひますか、前向きな形で検討していくというような形になると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ご存じのように、放射能関係はこれだというはっきりした基準が明確な形では出ておりませんが、国の暫定値とかいろんなものを見ますと、今回の測定につきましては1時間当たり3.8マイクロシーベルトという基準に基づいて、基準と申ひますか、その数字に基づいて検討していきなさい、はかっていきなさいというような形になっておりまして、今後細かく内容を検討、測定をしまして、町民の皆様が安心できるように、早い段階で情報と申ひますか数字の情報は回覧なり広報なりでお知らせをしていくという形をとりたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

議長(生井和巳君) 再々質問ありますか。

2番(大久保弘子君) 以上です。

議長(生井和巳君) 以上で2番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、4番、中山勝三議員の質問を許します。

(4番 中山勝三君登壇)

4番(中山勝三君) ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

質問に入る前に、このたびの東日本大震災において罹災された皆様、お亡くなりになられた皆様に、改めてお見舞いを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

質問に移りますが、前登壇者の内容と重複するものが出てくるかと思えます。

最初に、通告の1、東日本大震災における八千代町の被害状況や対応と地震の対策などについてお尋ねをいたします。このたびの地震は、500年か1,000年に1度と言われるマグニチュード9というエネルギー的には阪神・淡路大震災の1,000倍にも相当するという巨大地震に伴う大津波によって、日中であったにもかかわらず死者、行方不明者が2万5,000人にも及び、3カ月を経過してもなお避難生活を送られている方が9万人にもなっているとのことであり、太平洋戦争後、日本において最も盛衰を左右するかもしれない大惨事となっています。茨城県においても、特に太平洋岸に面した地域に同様の大きな被害をもたらしました。また、大津波によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故によって、放射し続けている放射能による被害が未曾有の災害となって多方面にわたり、そして私どもにも及んでおり、一刻も早い収束を願わずにはいられません。大地震の影響は、当町においても建物の屋根がわらの損壊が多数発生し、壁あるいは家具類、石塀などの損傷や倒壊等もたくさん発生をしましたが、幸いなことにけがなどの身体に及ぶ被害はなかったとのことでもあります。そこで、まず当町においては家屋などの被害状況についてアンケート調査で把握できた正確な数字をお尋ねをいたします。

当町では、大きく屋根がわらや壁等の損傷を受けた家屋がたくさん報告をされていますが、聞くところによりますと、この屋根がわらの大きな損壊では修理に600万円から800万円ぐらい必要であると、あるいは家が傾いて戸やふすまが閉まらない。そして、深刻なのは家が傾いていて、余震によっては倒壊の危険もあって、実際には住んではいけない。やむを得ずアパートに移った町民もおります。全壊とか半壊という基準に当たらないので補償がなく、また突然の災害ということで大変困っている状況であるということです。当町には、八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例というのが設置をされておりまして、一部ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

第1条に、この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠

し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行うと。並びに、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

第13条、災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。この(2)は、世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合ということで、私が先ほど述べた被害世帯にはいずれも該当はしないということになります。そういうことで、自然災害による一部損壊をこうむった際の住居の家屋の修繕に当たって、助成制度か見舞金の制度というものを設置して支援していくことについての見解をお伺いをいたします。

次に、当町では昨年度までに小学校の校舎と体育館の耐震化に積極的に取り組み、このたびの大震災においてもほとんど被害を受けなくて済みました。行政の取り組みが功を奏して、安心・安全をもたらしたものと思います。そういう中で、特に八千代一中においてはまだ耐震改修がなされてはおらないということで、生徒や保護者から不安の声がたくさん寄せられました。もしこれが直下型の地震だったらば、果たしてどうなっていたらうか。このたびの震災によって、一中の校舎は一部損壊が見られるということで、柱の少ないピロティの上の教室は使用しないという対応をとる。また、特別教室については改修を行うことなど、一中の災害復旧工事2,100万円を含む、このたびの震災の修繕費ということで4,377万2,000円の専決処分が今回の議会において承認をされたところであります。教育施設整備基金として5億2,151万円となっておりますが、先ほど来述べられているように、八千代一中の耐震化は補強では困難との診断結果となっております。重なるかとは思いますが、その中でどのような一中の耐震化に対する取り組みをしているか、重ねてお伺いをいたします。

今回の大震災によって、当町にあっては一部地域によっては最大2日間程度の停電もありましたが、しかしながらほとんどは通常のように使用できたのと、また町の上水道において一部断水、給水の制限等があったものの、全くの断水というものは免れることができおったわけです。しかしながら、農業用水機場あるいは農業基盤のパイプラインの損壊、これについては諸般の報告にもありましたが、5,000万円にも上るということであります。そして、追い打ちをかけるように原子力発電所の損壊による放射能の被害は、いまだ収束の見通しが立っていません。甚大なる被害となっております。そこで、

農畜産物の出荷制限などによる損害の状況、賠償の進捗状況についてお伺いをいたします。

さらに、風評被害としての農畜産物の出荷量の削減、価格の暴落は農家に大打撃を与えているわけでありますが、農業を基幹産業と位置づけている当町にとっては、憂慮すべき問題であります。風評被害への損害補償については、どのようになっているか、取り組みをお伺いいたします。

さて、この災害にあって町の取り組み、情報というものが防災の無線放送を通じて多くの情報が発信をされたことによって、町民に安心感と、より平穏な生活に貢献されたものと理解をしております。しかしながら、地域によって、またさまざまな環境によって放送内容がよくわからない地域、そして家屋の気密性の向上により聞き取れないなどの声が以前から多数寄せられていましたが、このような災害時にはより深刻となりました。その際、戸別の受信機の備えがあれば大変助かる、有効であるという声がありますが、しかしながら先ほども説明ありましたように、価格が大変高額である、なかなか個人では備え切れない。隣の下妻市の受信機は、1基当たりが8,000円ということであります。八千代町は性能がいいのかどうか、高額で1基当たり7万円という状況であります。そういうことで、戸別の受信機設置に当たっては費用の一部を補助する制度を設けることについての見解をお尋ねいたします。

次に、この原子力事故による放射能被害、この恐ろしいことは直接人体を破壊することです。あるいは、短期、長期にわたってがんを引き起こすことですが、茨城県においては全市町村の3度の放射線測定値の公表がなされました。先ほど来、答弁の中でも述べられたおりましたが、当町においての測定値は5月11日、1時間当たりが0.09マイクロシーベルト、5月25日の同じく1時間当たり0.089マイクロシーベルト、6月8日が同じく1時間当たり0.095マイクロシーベルトということで、八千代町ホームページを参考にしておりますけれども、胸部エックス線1回当たりの撮影の場合は、これ500マイクロシーベルトということで、この放射線量は1回当たりエックス線撮影の胸部写真の500分の1と認識をいたすところであります。

ここで、放射線の専門家である長崎大学大学院の高村昇教授はこのように述べております。細胞分裂が活発な子どもは、放射線への感受性が高く、影響を受けやすい。40歳以上になると健康へのリスクは低くなる。1ミリシーベルトの被曝で、皆さんご存じのように、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルトですけれども、1つの遺伝子に傷

がつくが、それは数時間で修復される。ただ、100ミリシーベルト以上を一度に被曝すると、もとどおりには修復されない遺伝子があり、それが将来的に発がんリスクを高めると。また、食品などの摂取については、内部被曝を防ぐための暫定基準値を超えたものは出荷制限がかかるから、流通しているものは基本的には安心、パニックを起こさないためには小まめに情報を集めることが大切だと。そして、幼稚園と小学校は暫定基準値の3.8マイクロシーベルトを下回っている場所であれば、二、三時間ぐらい遊んでも余り問題はないと、帰宅後には露出部分を洗うなど清潔を心がけることが大切だ。帰ってすぐでなくても、おふろの時間で構わない、このように述べております。

それにつけても、日本の文部科学省の対応ですが、子どもの被曝線量の基準値を20ミリシーベルトまで安全だとしたことについて、国際的には1ミリシーベルトとされている数字、これの20倍であります。あの福島の親御さんたちの抗議に対して、安全だというふうに言っております。この余りにも無責任な姿に、私も怒りを禁じ得ませんでした。福島県の各学校では、グラウンドの土壌の放射能が問題になっていますが、これから夏に向かってプールの水等も影響が問われます。そこで、子どもたちが安心して過ごせる学校の放射線量、早急に、定期的に測定をしていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。先ほど農畜産物の放射能被害についてお尋ねをいたしました。また、種々の前登壇者に答弁もございました。そういう中で、この風評被害等、生産者にとっても消費者にとっても、不安のところから引き起こされるわけです。農産物について、希望に応じて放射線量の測定に取り組むことについて見解をお伺いいたします。

次に、このたびの大震災はさまざまな教訓として残されました。これを今後行政に役立てていくのが必要と考えます。備えあれば憂いなしです。本年度に計画している防災備蓄倉庫の設置と備品に対して、合計357万3,000円が予算化をしましたが、その中身についてどのような計画をしているのでしょうか。特に非常時のディーゼル発電装置や避難所との無線機や防災電話などの通信手段は必須であるところから、拡充についてお尋ねをいたします。

次に、通告の2に移ります。バイオマスタウンの取り組みについて、端的にお尋ねをいたします。このたびの福島第一原子力発電所の事故によって、原子力発電の安全が見直される中、再生可能エネルギーの比率を2030年には30%まで引き上げる方向を打ち出すなど、自然エネルギーが見直されています。バイオマスは有機質のごみなどを資源として、再生利用する画期的なシステムであり、その利活用が期待されます。八千代町は、

昨年農林水産省が進めるバイオマス・ニッポンのバイオマスタウン構想を公表したこと、大変画期的な評価に値いたします。本年の3月末で全国303地区、茨城県では7市町の一つとして注目をされました。バイオマスについての説明は前にも述べましたので、今回は省きます。この公表された構想書は、専門家による調査資料等、まことに価値の深いものであり、どう生かしていくのか、行政のリーダーシップが期待されるところであります。公表から1年を経過して、どのような取り組みをなされていますか、お尋ねをいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めて一般質問といたします。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 生井勝巳君登壇）

福祉保健課長（生井勝巳君） 4番、中山議員の一般質問にお答えします。

質問の内容ですが、震災により損壊した住宅への修繕費の助成制度または見舞金制度の設置についてということですが、2番、大久保議員に述べたとおり、現在半壊未済の住宅及び世帯への助成並びに見舞金の支給はございません。今回の東日本大震災における被害を受けた建物は約4,200棟となり、災害は広範囲に及ぶため、助成及び見舞金の支給には財政負担が大きく、町独自に設けることは難しいため、現在のところは考えてございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（学校教育課長 水書正義君登壇）

学校教育課長（水書正義君） 4番、中山議員の質問にお答えいたします。

私への質問は、八千代一中の校舎の耐震について、6番の小中学校で定期的な放射線量の測定をということでございます。八千代一中の校舎の耐震、建てかえ等につきましては、先ほど大久保議員に答弁してございますので、一応第一中学校の改築につきましては最優先事業として取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

続きまして、小中学校で定期的に放射線量の測定をということで、教育委員会におきましては、県から配付されました計器で小中学校の測定を6月3日、校庭中央、6月8日にプールサイド及びプールの外側の放射線の測定を行いまして、校長会を通じ学校のほうへは周知してございます。今後は、安心感を与えるというようなことでございますので、定期的に県から配付された計器で各小中学校を測定していきたいと思っております。

す。

また、先ほど中山議員から1ミリシーベルトの件がございました。これにつきましては、今年の4月19日に文科省から通達が来てございまして、内容につきましては福島県内の学校の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方についての中に、年間受ける数字でございまして1ミリシーベルトから20ミリシーベルトという表現がございまして、児童生徒に与える数値が20ミリシーベルトでは当面高いのではないかというような提供かと思っております。それで、現在県の担当者会議もございまして、その目安的な判断は現在文科省で通達を出している1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲の中であれば、特段の制限はないと、指針が新たに改正されれば追って通知すると。現段階におきましては、その範囲の中で児童、生徒の空間線量等の測定を行っていただくという趣旨でございまして、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 飯島英男君登壇）

総務課長（飯島英男君） 4番、中山議員の質問にお答えしたいと思います。

私への質問といたしましては3項目ありまして、1つ目といたしましては町内の家屋などの被害状況について、2つ目といたしまして防災無線戸別受信システムの設置に助成を、3つ目といたしまして地震災害への対策についてということでございます。

まず最初に、東日本大震災に伴う町内の家屋などの被害状況についてご説明したいと思います。町では、震災直後に対策本部を立ち上げ、町内の人的、物的被害状況の確認と2次災害防止のために対応を行っております。町内においては、人的被害はありませんでしたが、一般住宅において屋根がわらやぐしの一部損壊、塀の倒壊等の被害が町内全体において発生しております。きょう現在の被害家屋等の件数でございしますが、全戸数対象の被害調査の結果、居宅が2,767棟、車庫や物置等の家屋が1,333棟、その他の建物が188棟、合計で4,288棟、八千代町全体の建物棟数は約1万6,000棟となっておりますので、全体の約26%の家屋において屋根がわらの落下や家屋の外壁、内壁、基礎等に亀裂が生じているなど、一部損壊の被害が発生しております。また、ブロック塀等の倒壊については657件、水道の漏水等の被害については136件の被害が報告されております。以上が震災に伴う家屋の被害状況となります。

続きまして、防災無線戸別受信機システム設置に伴う助成についてのご質問ですが、2番、大久保議員のご質問にもありました室内受信機の設置と関連する質問かと思われる

ますので、一部説明を省略させていただきますが、戸別受信機システム設置についてはよりよい手段等を協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、地震災害の対策の中での非常時の備蓄、非常用発電装置や避難所との通信手段の拡充についての質問についてお答えしたいと思います。非常災害時の備蓄につきましては、本年度より防災備蓄倉庫整備事業により整備を進めることで計画しております。災害時の拠点的な避難所となっている町内小中学校に防災備蓄倉庫を設置し、災害時に必要最低限な備品、設備・用品及び非常食等の確保を行うものでございます。具体的な備蓄内容といたしましては、投光器や発電機、大型の暖房器具等の機材、また簡易トイレや毛布、マットなどの生活必需品、非常用食材といたしましては飲料水や乾パン、フリーズドライのアルファ化米などを備蓄する予定でございます。

なお、現時点の町の主な備蓄品につきましては、毛布が500枚、飲料水2リットル入り300本、非常食が300食、また発電機等の機材につきましては中型発電機が2台、小型発電機が3台となっております。今後、資機材及び非常用食料につきましては計画的に整備してまいりたいと考えております。

また、万が一災害が発生した場合には、NPO法人とその災害時の物資供給に関する協定による物資の要請や茨城県への物資の要請、自衛隊等への派遣要請など、関係機関への協力要請により対応してまいりたいと考えております。

最後に、避難所との通信手段の拡充でございますが、災害発生後における迅速な応急体制を実施する上で、通信手段の確保は非常に重要な役割を持っていると考えております。現在、八千代町では防災計画により指定された避難所のうち小中学校及び町民公園では、停電時においても防災行政無線のアンサーバック機能により無線交信が可能となっております。しかし、想定外の災害発生に備え、通信連絡が迅速かつ的確に行われるよう、通信手段の拡充につきましても協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 4番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

まず最初に、農畜産物の放射能被害における出荷制限の損害状況と賠償の進捗状況に

ついでのご質問でございますが、本町の出荷制限品目につきましては、ハウレンソウと原乳、お茶になります。ハウレンソウの被害状況は、5月20日に県協議会に報告済みの内容になりますが、廃棄面積が967アール、被害金額が8,142万円になります。また、原乳につきましては、廃棄量が13万5,950キログラム、損害額が1,060万4,000円になります。お茶につきましては、これから損害を取りまとめているところでございます。賠償の進捗状況でございますが、先ほど大久保議員の質問にも答弁いたしましたけれども、東京電力は5月31日から損害賠償の仮払いを開始しております。ハウレンソウにつきましても、政府の損害賠償紛争審査会で賠償対象になっておりますが、今後仮払いが実施されるかと思われまます。

また、野菜の風評被害につきましては、5月31日の政府の賠償紛争審査会の第2次指針で、政府などが出荷制限の指示などを4月までに出したところのある地域で産出されたすべての農畜産物、食用に限りますが、原発事故と相当因果関係があるものとして、賠償の対象になることが認められました。既に風評被害を受けている農業者の損害申請を受け付けておりますので、時期は未定ではございますが、仮払いがされるものと思われまます。早急な損害賠償の支払いを要望するとともに、損害賠償の請求を続けてまいりたいと思ひます。

次に、必要に応じて農産物の放射線量の測定に取り組むことについてのご質問でございますが、現在県において農産物の安全確保を進めておりまして、検査結果につきましても公表をしているところでございます。また、国が示した指標とするべき品目を中心に、定期的に検査を実施することになっております。そのため、基本的には県において実施される分析精度の高い検査結果によりまして、農畜産物の安全を確認してまいりたいと考えております。なお、国の補助事業に簡易型のガンマ線スペクトロメーターの導入が拡充されまして、JA単位などで分析機器の整備を進めることができることになりました。補助を活用した導入を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、バイオマスタウンの取り組みについてでございますけれども、町の取り組みにつきましては、ご質問にもありましたように、関係機関と連携し、検討しながら、バイオマスタウン構想策定に向けて協議を重ね、平成22年3月に国のバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の承認を受けまして、八千代町バイオマスタウン構想を公表したところであります。平成23年3月末現在で、全国で303市町村において構想を公表しております。茨城県におきましては、当町を初め7市町で構想を公表しております。

八千代町は、農業を基幹産業としておりますので、農業を中心としたバイオマス資源を活用し、地域活性化を推進していくことが重要であると考えております。また、バイオマスタウンの推進に当たっては、地域に存在しているバイオマス資源を収集し、効果的に加工していくために、民間業者のノウハウを活用し、協力していただくことが非常に重要であります。そのため、商工会におきましても地域活性化推進委員会を立ち上げまして、地域の活性化に向けた研究に取り組んでおり、民間事業者による生ごみの肥料化試験を行っているところであります。町としましては、民間事業者がバイオマスに取り組んでいくことにつきましては、構想に基づき国や研究機関等から情報を収集しながら、指導及び助言を行っていく考えであります。バイオマス資源の収集の労力や費用が多くかかること、また設備投資や施設の維持管理、費用対効果、課題が多いため、実施には実施業者がないのが現状であります。

今後は、バイオマスタウンを形成していくことによる環境保全効果、経済効果及び社会的効果についても十分検討する必要がありますし、商工会の地域活性化推進委員会とも連携し、民間事業者に事業に参加していただけるよう、努力していきたいと考えております。また、バイオマスに対する町民の意識を高めるために、広報活動等についても、環境問題やリサイクル問題とともに取り組んでいきたいと考えております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 4番、中山議員の質問にお答えします。

まず、住宅への修繕費の助成・見舞金制度の設置であります。先ほど2番、大久保弘子議員に答弁したとおりでございます。厳しい財政状況の中でありますので、道路事情等につきましては緊急性、必要性を考慮しながら、補正予算として予算において対応していきたいと考えております。常総市の長谷川市長さんにも、常総市の見舞い、議会では出したほうがいいのではないかとということでございましたが、常総市でもやはりいろいろ屋根、またブロック等が非常に件数が多いということでございまして、各地域の公民館が非常に傷んでいるということでございまして、それでこの助成・見舞金の制度についてはそういう方向に財源を向けるということでございまして、八千代としては道路等非常に、震災ばかりではありません、傷んでおりますので、各区長さんの要望もありますので、議員さんの協力を得て9月の補正予算とりまして、見舞金のかわりではご

ざいませんが、各行政区へ対応していきたいと考えております。

次に、八千代一中の校舎の耐震でございますが、中学校につきましては、東中の校舎はほとんど地震の影響を受けずに済みましたが、ご承知のとおり、第一中学校の校舎は被害を受けたところであります。被害を受けた普通管理棟につきましては、災害復旧事業として予算化していただき、現在校舎のピロティ部分の補強を中心に改修工事を進めてございます。第一中学校につきましては、ご存じのとおり、耐震 I s 値0.23と、耐震の診断の結果は改築する方向で進めておりますので、今後は最優先事業として校舎改築に向け今年度委員会を立ち上げ、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、4番目の農畜産物の放射能被害における出荷制限の損害状況と賠償の進捗状況につきましては、担当課長がお答えしたとおりであります。希望に応じて農産物の放射能の測定に取り組むことにつきましては、県において農産物の安全確保を進めており、検査結果についても公表しており、指標となるべき品目を定期的に検査を実施しております。その結果、出荷自粛が必要な場合には、出荷自粛要請などで対応を行っているところでございます。そのため基本的には県において実施された検査結果により農畜産物の安全確認をしてまいります。簡易型の分析機器の導入を J A 単位で計画しておりますので、きちんとした分析機関に分析を依頼するかどうかを判断するための検査に、希望に応じて対応したいと考えております。

次に、小中学校の定期的な放射線の測定でございますが、当町でも県から配付された機器と同一のものを購入し、各学校へ配付する予定になっております。また、これらの測定で得られた数値を公表し、保護者の皆さんの不安を解消したいと思います。そのほか幼稚園、保育園等におかれまして、もしありましたら、財政援助と申しますか、幾らか助成を出していきたいと考えております。

防災無線の戸別の受信機でございますが、八千代のやつは高度のやつということで、デジタル化ということで、下妻のは安いやつで、八千代がやってからやったので、一般ラジオのやつは安いやつと聞いておりますが、先ほど担当課で申した中学校でも防災放送できるというような、高度なやつでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

そのほかバイオマスタウンの取り組みでは、ただいま担当課長が答弁したとおりであります。本町は、全国でも有数の農業地帯であり、バイオマスタウン構想の推進に当たっては、農業を中心とした利活用を図ることで、本町農業の価値を一層高まると考えて

おります。バイオマス利活用事業につきましては、地域に存在しているバイオマスの回収や変換方法に専門的な知識、技術等が要求されるため、民間事業者に実施していただき、町としては構想の面から指導助言していくことが一番よい方法と考えております。商工会にもご協力いただきたいと考えております。今後、町としても広報活動やセミナーを通じて、バイオマスに対する町民の意識の向上や八千代に眠っているバイオマス資源を活用した八千代でできるバイオマスの研究等も検討してまいりたいと考えております。

一部起業家の研修として、塩本の安田さんが粗ぬか堆肥の研究とか、あるいは生ごみの研修をしております。何年も前からやっているのですが、なかなか事業化として、手を挙げれば国の2分の1の助成がいただけるわけですが、安田さんもなかなか決断、自己負担もかかるようでございますので、できるだけ応援していきたいと考えております。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

4番、中山勝三議員。

（4番 中山勝三君登壇）

4番（中山勝三君） ただいま執行部から具体的なそれぞれの答弁をいただいたわけですが、何点か要望と質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、今回の震災による被害を受けた家屋の修繕への助成あるいはお見舞いについてでございますが、確かに八千代の今の情勢で、財源でそれ以上無理なことも言えないわけであり、また道路等をしっかり補修をしていきたいと、こういう答弁であったわけでございます。確かに私もそういうところは理解はするわけですが、しかしながら先ほども質問の中で申し上げたように、実際にはいわゆる半壊まで至らない一部損壊と、そういうことではあっても現実には住めない、今新しい問題として全国的には液状化による災害の補償みたいなことも出ておりますが、八千代はそういうことは今のところございませんけれども、しかしながら現実に本当にそういう困っている人もいるということを考えれば、今回ということにかかわらず、今後執行部としてよく検討をしていただきたいと、県内においても実際に幾つかの自治体で、この修繕費の助成をするところがあることも聞いております。そういうことで、やはり災害は忘れたころにやって来るですから、今回それでいいのだけではなく、今後どういうふうに取り組

むのか、こういうふうなところをもう少し町長にお聞かせいただきたいというふうに思います。

さて、この防災行政無線の受信機への設置する際の補助についてでございますが、今後よくこれも私としては要望として今回させていただきたいと思いますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど学校教育課長のほうからのご答弁をいただきました。子どもたちへの放射線量の安全基準ということにつきまして、20ミリシーベルトまでは安全ということで、弾力的に活用するというございませたけれども、しかしながらこれは八千代ではないことは私もわかります。国際的に、しかしながらこの1ミリシーベルトと、このようになっているわけですので、この点は厳格にとらえて今後していくべきではないのかと、認識的にそういうふうにお願ひをできればというふうに考えます。これは答弁は結構です。

また、この農畜産物の放射能被害の今後この測定に当たりまして、その希望者にはということで私申し上げました。これはつくばに「みずほの村市場」という直売所、かなり有名らしいのですが、この放射能被害によってもう半減した、もう激減したと嘆いておったわけですが、大学の教授がその直売所のすぐ隣の部屋で購入した農作物を測定をすぐにしてあげると、それをやっているそうなのです。週1回か2回らしいのですが、そういうことで消費者が8割方回復したと、このようにもう今から2週間ぐらい前だと思ひますが、言っておったのを耳にいたしました。そういうことで、確かにこの放射線、いいかげんな数字では余計と混乱を来しますので、厳格にやらなければならぬと思ひます。しかしながら、そういうことで不安を取り除くという方向になるような、そういう取り組みでこの放射線の測定というものをしっかり受け付けていったらどうかと、このように思ひますが、この点もう一度またちょっと答弁をお願ひいたします。

バイオマスタウンにつきましては、公表から1年を経過いたしました。これは先ほど来私、町長、これ個人名を挙げて余り言うのは芳しくないと思ひます。私は町全体のことを考えて質問をしているわけですから、実際にやる業者は個人的になるかもしれませんが、町全体でこのバイオマスというものをもっと認識を深めて、そして執行部として取り組んでいただきたいと、こういうふうなことから質問をしているのでありまして、いろんな答弁いただきましたから結構ですが、公表してから1年を経過いたしました。そういうことで、今後も執行部の取り組みというものを要望いたしまして、再質問を終

わります。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 中山議員の一般質問、再質問にお答えいたします。

（「簡潔に願います」と呼ぶ者あり）

産業振興課長（浜名 進君） はい。個別の作物に……

4番（中山勝三君） ちょっと待って、それはないでしょう、私が質問しているのだから、時間もまだ5分あるのだから、そういう言い方はやめてください。

（「産業課で答えようないかと思って」と呼ぶ者あり）

4番（中山勝三君） それは余り言わないでください。

産業振興課長（浜名 進君） 個別に作物の放射能測定に関しましては、先ほど別の答弁もありましたように、機械を購入するという事で今計画しております。その機械が入り次第、個別に対応できるかと思っておりますので、それまでちょっとお待ちいただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） バイオマス……

（「最初に災害給付費、弔慰金に対して」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 弔慰金も少なくてもいろいろ、一番個人名出しては悪いが、一番議員の中では大久保武議員が被害をこうむったということでございまして、大久保議員の場合でも半壊にいかないということで、建築士会からすると見舞金を考えておりますが、国・県のあれからしてみますと、15%ぐらいの被害状況、5分の1もいかない、建築士会の見解、測定した被害をはかったところ、そのぐらいと聞いています。100戸以上になれば、住宅の被害のいろいろになるというのですが、1戸ぐらいではだめだということでございます。液状化現象であって、こう再建不能な場合には該当する。町としても、国・県の条例に照らし合わせて、いろいろ作業しておりますので、現段階では町独自の見舞金制度でもやれば該当するかと思うのですが、今の状態では、また町の弔慰金とかいろいろ、死亡事故等もないようなので、今後は検討していきたいと考えております。

また、バイオマス等におかれましても、八千代町も長年私も大学教授等ともいろいろ

話し合いをしまして、八千代のバイオマスの資源の循環型の農村をつくるということでございまして、私も農家でありますので、いろいろ粗ぬか堆肥とかかわらとか、いろいろの資源としての再利用ということでございまして、私も反論しておりましたいろいろな生活の残渣とか、そういうのを研究したらいいのではないかと町からの提言、粗ぬか堆肥とか、安田さんがやって3年ぐらいになります、企業としてやっていくのではなかなか採算が合わないということで、まだ手は、できるだけ商工会の中でも部会で取り入れておりますので、手を挙げるように助言していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 中山議員、どっちか。

4番（中山勝三君） 時間がもうありませんから、希望だけ述べさせてもらって終わりにします。

修繕費等につきましては、今後検討を要望いたします。

また、個人名を出したということは、バイオマスタウンのほうについての起業家の事業所の名前を出しているということで、私はそれはやめてもらいたいと、町民全体と、そういうことだけ要望して終わります。

議長（生井和巳君） 指名はしていないのだけれども。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） バイオマスタウンについては、商工会の部会で取り上げまして、安田さんを頂点として私らが受け入れるから現場で、手を挙げてくださいということで八千代町が手を挙げた過程があるので、八千代町独自で将来の資源の循環型社会をつくるということは、八千代町は前からもみ殻の堆肥等、どんどん粗ぬか堆肥をつくっておりましたやっておりますが、私は企業としてやるからということで手を挙げてくださいと頼まれたので、産業課でも余り手挙げるのはいかぬと、負担になるからというのが、そういうことで循環型社会を構築するということで、安田さんを頂点としてバイオマスは手を挙げた。だから、そういうことでございます。バイオマスは大切なことでございます。私は例を挙げて言ったわけでございますが、そういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

（「議長、休憩願います」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 以上で4番、中山勝三議員の一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩します。

(午後 3時51分)

---

議長（生井和巳君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午後 4時05分)

---

議長（生井和巳君） 次に、1番、中山亨議員の質問を許します。

1番、中山亨議員。

(1番 中山 亨君登壇)

1番（中山 亨君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、先日八千代町がアンケート調査をしました光ファイバー通信について、町と町長の考えをお伺いします。今、社会の中では、まさにパソコンの時代であります。会社、役所、病院ではもちろん学校の授業の場でも、そして一般家庭での日常生活の場に欠かせないと言われていています。特に一般家庭での普及率が著しく伸びているとお伺いいたします。1家庭に1台となるのも、そう遠い将来ではないと言われていています。そこで、パソコンを利用する上で、パソコンの機能を高める上で絶対に必要となるのが光ファイバー通信であります。しかし、残念ながら、八千代町ではいまだに光ファイバー通信を導入されておりません。八千代町でパソコンを利用している人10人中10人の方に言われるのが、なぜ町では光ファイバー通信を導入していないのか、近隣の市町村を見ましても、古河、下妻、筑西、結城市など一部の地区を除いてほとんどの市町村で光通信を導入して利用しております。

そこで、私からの質問を申し上げます。八千代町では、今後光ファイバー通信についてどのように考えているのか、導入する方向で考えているのか、導入するとすれば、いつごろの見通しになるのか。また、導入する上で何か妨げになるような原因があるのか、以上の点についてお聞かせ願いたい。

最後に、私からもぜひ光通信を導入するようお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

議長（生井和巳君） 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長（斉藤 実君） 1番、中山議員の一般質問にお答え申し上げます。

先ごろ町民の方にお願いたしましたアンケート調査の実施についてでございますけれども、現在のところ八千代町におきましては光通信は残念ながら町内全域で未整備というような状況でございます。この活用につきましては、民間業者による整備というようなことで、現在まで進めておりましたけれども、今までのところ整備の予定もないというような状況にあります。そこで、町としまして地域情報化の推進に当たりまして、町民の皆様からインターネットに対する需要、それから利用している通信環境などを把握し、今後の地域情報化推進の資料とするために、今回アンケート調査を実施したところでございます。なお、光通信への妨げの原因というようなことでございますけれども、従来NTTのほうで整備というようなことで他市町村は推進した経緯がございます。議員ご承知のとおり、八千代につきましては集落間が離れているというようなことで、その整備の経費に多大なるお金が必要というようなことも一つの原因かと思っているところでございます。

アンケート調査につきましては、5月末日ということで各行政区のほうに区長さんを通じてお願いしたところでございますけれども、先週6月8日現在で配布件数が約5,400件に対しまして、回収されましたアンケート調査が2,300件ほどというようなことでございます。回収率で約42%ほどというようなことでございます。この結果につきまして、ここの集計内容を把握しまして、集計が終わりましたら広報紙等で公表するというような予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1番、中山議員の質問にお答えします。

先ごろアンケート調査を行った光通信につきましては、担当課長が答弁したとおりであります。町内におけるブロードバンドの整備状況につきましては、ただいま担当課答弁のとおりでございますが、この光通信などブロードバンド環境の整備につきましては、通信事業者等の民間主導であることから、八千代町としてはアンケートの実施により住民の皆様の需要内容や通信環境等の把握を行い、今後通信事業者に対しまして積極的な整備を行うよう働きかけ、ブロードバンド環境格差の是正に向けた取り組みを行っていく予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

1 番（中山 亨君） わかりました。結構です。

議長（生井和巳君） 以上で1 番、中山亨議員の質問を終わります。

次に、8 番、水垣正弘議員の質問を許します。

8 番、水垣正弘議員。

（8 番 水垣正弘君登壇）

8 番（水垣正弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります原発事故による風評被害対策及び対応についてのご質問をさせていただきます。

3月に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心として甚大な被害が発生いたしました。地震発生から3カ月が経過しましたが、いまだに余震は小さいながらも断続的に続いております。そのたびに当初の大きな揺れや報道で映し出された被災直後の光景が鮮明に思い出されます。中でも福島第一原子力発電所の事故は、現在も収束のめどが立っておらず、今後もその行方を注意深く監視しなければなりません。福島原発事故による影響は、茨城県の農作物までにも及びました。茨城県では、ハウレンソウ、カキナ、パセリなどが放射能が基準値を超えてしまったため3月に出荷停止になりました。現在では基準値以下を下回ったものは出荷停止が解除されておりますが、安全性を危惧することによる風評被害が懸念されております。また、6月2日、お茶の放射性セシウムの検出問題、こういうふうな形で出されております。これは生産者個人では解決できない問題でありますので、行政の協力、支援も必要不可欠であると思えます。当町では、生産者、農協と共同で農産物の販売促進イベントを行うなど、安全性のアピールをしてくれておりますが、ほかの産地、ほかの農作物であるにもかかわらず、放射能が検出されたなどと報道されてしまっております。消費者の買い控えにつながってしまっております。町基幹産業でもあります農業への町としての支援を、今後も継続して行っていただきたいと考えております。また、これから新たに作付される農作物につきましては、放射能物質による土壌汚染が心配されております。さきに述べました出荷停止となった農作物については、大気中に放出された放射性物質が農作物の表面に付着し、検出されたものとされておりますが、しかしこれから新たに作付をされる作物につきましては、農地の状況によって出荷へまた影響があると考えております。放射性物質の中には半減期の短いものもありますが、中にはセシウムなど半減期が約30年に及ぶものもあります。生産者も農地の状況等を把握し、また改善が必要な場合についても改善の措置を行っていかねばならないと考えております。

このような状況を踏まえ、まず1点目といたしまして、八千代町における農作物の出荷と廃棄の状況、この点につきましては小島議員さん、また大久保弘子議員さん、また中山勝三議員さんの質問の中にもありました。多分同じ状況ではないかというふうに思っております。

2点目といたしましては、今後秋の作付に対する農地の対応について、産業振興課長にご質問をし、答弁の結果再質問をさせていただきたいと思います。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 浜名 進君登壇）

産業振興課長（浜名 進君） 8番、水垣議員の一般質問にお答えいたします。

原発事故による風評被害の対応、八千代町における農作物の出荷、廃棄の状況についてのご質問ですが、原発事故に伴い県内農畜産物の出荷・販売に大きな影響が出ておりました。町においてもハウレンソウ及び原乳が一時出荷制限をされておりました。また、先ほどご質問にもありましたように、6月2日からはお茶についても出荷制限がされております。こうした状況の中、消費宣伝活動や各種イベントへの出店を通じまして、首都圏の消費者に対し、八千代町農産物の安全・安心を伝えることで風評被害を払拭し、農業者を支援するPR活動を行っているところでございます。出荷制限をされたハウレンソウ及び原乳の廃棄状況につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。また、風評被害による農作物の出荷に関しましても、売上が減少している状況が続いておりますので、その損害金額につきましては取りまとめを行いまして、県協議会のほうに提出をしているところでございます。

次に、今後秋の作付に対する農地の対応についてのご質問でございますけれども、農林水産省の資料によりますと、原発事故によって大気中に放出された放射性物質による農作物への影響は、事故後しばらくの間、放射性物質を含む降下物の付着が主なものでしたが、今後は食品安全の観点から、土壌に含まれる放射性物質が根から農作物に吸収されることに留意する必要があるということになっております。また、生産者が農作物の作付や収穫物の検査の要否を検討する際の参考として、移行係数というのがございまして、この移行係数の情報が国により提供されております。農地土壌中の放射性セシウムの野菜類への移行係数の主なものとしまして、最大値ではございますが、白菜が0.0074、レタスで0.021、キャベツが0.076、ネギが0.0031になっております。これは例えば土壌中の放射性セシウムの濃度と移行係数の最大値から試算される農作物への放射性セシウ

ムの濃度が、食品衛生上の暫定基準値であります500ベクレルよりも十分に低ければ、その作物は安心して作付できるのではというふうに考えられております。

県で調査され、公表されている県西地区の土壌中の放射性セシウムは166ベクレルであります。これを移行係数から試算しますと、白菜のセシウムの濃度は166掛ける0.0074ということで、1.23ベクレルということになると思います。これで500ベクレルにはかなり、500分の1ぐらいに低くなってございますので、安心して作付できるように思われます。なお、水田の土壌につきましては、玄米への放射性セシウムの移行指標が0.1になります。茨城県においては水稻の作付制限は特にされておりません。0.1ということでございますと、500ベクレルで0.1ですと5になりますので、かなり低いという形になりますので、作付には制限されておりません。また、農業者の方が実際に野菜の作付をされて出荷の可否について分析できる簡易型の機器の導入をJA単位で進めたいというふうに考えております。この機器を導入した後は、各地区単位、また土地改良区単位あるいは行政区単位とか、きめ細かな分析ができるかと思えます。その分析ができるようになりますれば、その結果をできる限り公表いたしまして、農業関係者の放射能に対する不安を取り除けるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 8番、水垣議員の質問にお答えします。

まず初めに、八千代町における農産物出荷、廃棄の状況につきましては、担当課長がお答えしたとおりであります。

次に、今後秋の作付に対する農地の対応につきましては、農畜産物は出荷制限や風評被害により売上が減少している状況でありますので、秋の作付に向けた作業を進める中で、安心して作付ができるかどうか検討するための資料を農林水産省が公表しております。その資料の中で、農地土壌中の放射性セシウムの野菜類への移行について係数を示しておりますので、その移行係数によりますと、今後空間放射線量が安定した状態が続くとすれば、県西地帯の作物は安心して作付ができるのではないかと考えております。また、県においても定期的に検査を実施しておりますが、その結果や簡易型の分析機器の導入をJA単位で計画しておりますので、分析機器の活用を図りながら風評被害の対応を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

8番、水垣正弘議員。

（8番 水垣正弘君登壇）

8番（水垣正弘君） ただいま産業振興課長のほうから、また町長のほうからありましたように、農家の不安を取り除いた形で今後秋の作付ができるような状況にしていくというふうな答弁をいただきました。農協、そしてまた各生産者組合におきましても、やはり農地の安全性を示した形の今言われましたようなセシウムの量がどのくらいだというふうな形の明確な数字を出させていただいて、現に一般の方々にも提出していただきまして、この八千代町の農地でとれた野菜は安全だというふうな町からの宣言がある野菜を、秋の農家の皆さん方の実りの秋にしたいというふうな気持ちでいっぱいでございますので、今後とも町行政の努力をお願いを申し上げまして、私からの要望にかえさせていただきますしたいと思います。

議長（生井和巳君） 以上で8番、水垣正弘議員の質問を終わります。

次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ご指名でございますので、通告してある件についてご質問したいと思っております。

現在の状況から見るとやむを得ないかと思っておりますが、非常に東日本の大震災の一般質問が大多数ですが、一言私のほうは公金の取り扱いということで通告してございますので、公金の取り扱いについて、ひとつ担当課長あるいは町長の考えをお聞きしたいと思います。

地方自治法の168条の2項では、市町村に収入役を置くと。しかし、町村は条例で収入役を置かないこともできるし、市町村長あるいは助役がその事務を兼掌させることができるということになっておりますので、職務代理者ということで170条では職務代理者の権限というのを認めておるわけでございますが、地方公共団体の会計事務一切をつかさどるわけで、いろいろ現金にかかわって納付される証券あるいはその証券をどういう形で仮に保管をするか、あるいは最近小切手の振り出しやなんかがあるのかどうか、有価証券の問題いわゆる保管をどういう形で保管をしているか、そういうのをひとつお聞かせ

をお願いしたい。

それから、地方自治法の改正によって収入役を置かなくてもいいということで、現段階は収入役を置かずに職務代理者でやっておるようですが、これは職務代理者ということになると、長の補助機関になると思うのです。補助機関になった場合には、長のいわゆる監督を受ける、あるいは会計事務については独立の権限を有しているわけですが、その執行については地方公共団体を代表するものであるので、言うところ、私から見ればあまりまいなような感じがするわけです。だから、長の考え方といわゆる執行事務を扱う、いわゆる職務代理者の権限というものを、考え方をひとつ述べていただきたい、こういうふうにするわけでございます。

もう皆さん方も忘れがちかと思うが、ペイオフができてから10年になろうと思う。1,000万円以上お金を金融機関に預けておけば、1,000万円までは保証してくれるが、それ以上保証しないと、いわゆる今も同じにその状況があるわけですが、当時の私が町の会計の監査をした時代のことを申し上げますと、当時は町にもこの庁舎を建設する前でもありましたので、たくさんのお金があった。それは基金にあったわけですが、その当時を見ると、保険機構からの国債を買って、その国債を売った利益、その利益が非常に少しのようだけれども、基金が大きかった関係もありますが、そういう時代があったわけです。今でも恐らく同じかと思うのですが、当時は100円のが99円76銭で買ったのだと、これを仮に1年間5億円の金を積んでおくと294万5,000円の利息がついたと、そういう一つの例があるのですが、そういうので当時5億円ずつ2回、10億円この基金を庁舎前だったから持っていたので、それで買って相当の利益が上がったわけです。

それを一般の常陽銀行あたりの銀行へ預けておくことにすると、普通預金で預けた場合には0.02%あたりですから、その金額を預けても、両方合わせて10億円預けても1年間に1万4,000円ぐらい。片方は、その金を預けた利益というのは500万円ぐらいある、そういう違いがあるわけだ。ですから、収入役が恐らくこのペイオフができたときには、その公金については収入役が責任を持つと、ですから収入役がどこへ預け入れて、どこでどれだけ利益を上げてもいいけれども、それが間違っただけで倒産等があった場合には収入役の責任において補償しなければならないと、非常に大変な職務だったわけですが、今も恐らくその職務には変わりはないのだと思うが、ただ問題は収入役を置かなくてもいいのだということになって、職務代理者ということになれば、長のいわゆる権限であり、長の補助機関だということにははっきりしているわけですから、長がそれ

を監督する責任というものがあるので、そういう権限まで町長が持って、いわゆるその責任者でなく、長が責任を持つべきかどうか、それをまずひとつお聞かせ願いたいと思います。

これは皆さんも承知のように、栃木県の足利銀行等も非常にこう倒産ということだったのですが、政府の公的資本を注入してもらって、地元の銀行を生かさなければということで何とかその再建をして、見事に地元の銀行として活躍をしておるような状況ではございますけれども、とにかく今の金利からいうと、これは我々の個人的な問題でなくして、公金を扱う立場の人としては一番安全で安心してやれることが一番いいわけですが、しかし我々と同じように1,000万円まできり保証はしないわけですので、その点をひとつ基金を有効に活用して、そして利益を見るのも公金を扱う、いわゆる職務代理者としては必要なわけでございますので、そういう点を現段階では預け入れしているもの、金額的には別に申さなくも、おおよそ何割ぐらいはこの銀行へ入っていると、こういうことをひとつお聞かせを願いたいと。

それから、町長にはその執行するための職務権限というものを町長がどこまでその権限を持っているか、町長からもひとつお答えを願いたいと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（生井和巳君） 会計管理者。

（会計管理者 渡辺常雄君登壇）

会計管理者（渡辺常雄君） 14番、湯本議員の一般質問にお答え申し上げます。

会計管理者の職務内容につきましては、議員ご指摘のとおり、地方自治法第170条第2項に、現金の出納及び保管を行うこと、小切手を振り出すこと、有価証券の出納及び保管を行うこと、物品の出納及び保管を行うこと、現金及び財産の記録管理を行うこと、支出負担行為に関する確認を行うこと、決算を調整し、これを普通地方公共団体の長に提出することと例示されております。

ご質問の公金の取り扱いについてですが、公金には歳計現金、それから歳入歳出外現金、基金、一時借入金の種類があります。その保管は、指定金融機関、その他の確実な金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法によって行うことを必要としています。また、預金保険法の改正によりまして、平成14年4月1日からペイオフが解禁されまして、公金の預金につきましても元本1,000万円と、その利息を超える部分に保護措置がなくなりました。地方公共団体も例外ではなく、自己責任による対応が求められる

ことになりました。これに伴い、自己責任原則にかなう公金の管理運用を行うため、平成14年3月1日に八千代町資金管理並びに運用基準、八千代町債券運用指針を制定し、適切に運用しているところでございます。この基準等により、目標を設定して利回りを追求するような積極的な運用は行わず、あくまでも安全性と流動性を利回り以上に優先して運用を行っています。

具体的には、歳計現金、歳入歳出外現金については、指定金融機関の普通預金口座にすべて入金して管理しています。支払い資金に一時的に余裕金ができ場合には、政府が発行する安全で有利な国庫短期証券等で運用をしています。基金については、原則指定金融機関の基金ごとに開設した普通預金口座で管理しています。各会計への一時繰りかえし入金として使用する予定のない資金は、指定金融機関や町内の指定代理金融機関に定期預金として積み立てをしております。また、長期間にわたり使用する予定のない資金につきましては、安全有利に運用できる国債等で運用することもあります。また、金融機関の経営状況を判断するため、指定金融機関には四半期ごと、指定代理金融機関には随時ディスクロージャーを求め、自己資本比率等を確認しております。

それから、現在小切手の振り出しはしておりません。町の公金の払い出しにつきましては、指定金融機関に払い戻し請求書を発行して、それにより払い出しをしております。それから、預かっております有価証券については、会計室備えつけの金庫等で保管をしております。引き続き会計管理者として公金の安全で確実、有利な管理、運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 14番、湯本議員の一般質問にお答えします。

地方自治法第168条の改正によりまして、平成19年4月1日から普通地方公共団体の会計事務をつかさどる収入役が廃止されまして、会計管理者を置くことになりました。会計管理者の職務は、廃止前の収入役と変わりなく、特に公金の安全で確実、有利な管理、運用は重要な業務の一つであります。預金保険法の改正によりまして、平成14年からペイオフが解禁され、公金の管理運用につきましても例外でなく、自己責任による対応が求められることになりました。引き続き会計管理者が会計事務を執行するに当たり、その職務を適正に執行するよう監督していきたいと考えております。

ペイオフが解禁されたということで、ただいま会計管理者のほうから町の公金の運用等を細かく説明ありましたが、そういう状況でありまして、職務代理者は置かなく、会計管理者ということで、私の責任でこれから対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

14番（湯本 直君） 終わります。

議長（生井和巳君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

次に、13番、宮本直志議員の質問を許します。

13番、宮本直志議員。

（13番 宮本直志君登壇）

13番（宮本直志君） 議長の許可がありましたので、通告しておいた点につき質問を行います。

東日本大震災が原因で起きた福島第一原発の事故は皆さんご承知のことと思ひます。地震と原発の事故のために、今日本国内では放射能汚染と電力不足が大きな社会問題となっています。日本経済及び各家庭における電力不足は、深刻であります。特に工場、職場、家庭においては節電を求められているところであります。国も新エネルギーの一つとして太陽光発電を普及させるべく努力しているのが現況であります。日本は、エネルギーのほとんどない国であります、その中でも太陽光は公害もなく、無尽蔵にある、またただのエネルギーであります。また、きょうの朝のテレビでは政府は新エネルギー庁を創設するようなニュースもありました。太陽光発電は、一番安価で、家庭の屋根や地べたに簡単に設置、取り付けできるし、またつくった電気を売電、売ることもできて、大変経済的なエネルギーであります。

国は、ここから担当課長に聞こうと思ひたのですが、私が調べてきたので先に申しませんが、国は平成22年度は太陽光発電普及センターというところを通じまして、普及拡大を図るべく補助金を交付してきました。平成22年度、去年は1キロワットにつき7万円補助をしています。平均的な家庭では大体4キロワットぐらいが標準的な電力量だというふうに言われていますが、また今年23年度は財源不足とかいろいろの理由であると思ひますが、1キロワットにつきまして4万8,000円の交付が決定されています。いずれも上限がありまして、10キロワット未満ということで、その家庭に対しての交付であります。当町でも新エネルギー対策事業に協力し、太陽光発電を普及させるべく、町自体の

独自で補助、助成し、まちづくりをやっていこうではないかというふうには私は思っておりますが、そこで質問ですが、新しく設置する家庭に補助、助成制度をつくるように町長の考えをぜひとも求めたく思っております。

以上です。

議長（生井和巳君） 生活環境課長。

（生活環境課長 岡田昭夫君登壇）

生活環境課長（岡田昭夫君） 13番、宮本議員の質問にお答えします。

今ありましたように、質問内容につきましては太陽光発電の普及に伴う当町の独自の助成についてということでもあります。太陽光発電についてですが、地球温暖化の進行により環境問題が深刻化し、その原因となる二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会への転換が急がれております。太陽光発電は、二酸化炭素や有害な排出ガスを発生させないクリーンなエネルギーであり、一般家庭でも導入できることから、個人がみずからの意思で進められる環境保全への取り組みとして、低炭素社会への転換を進める有力な手段として急速に普及しております。この住宅用の太陽光発電システムを設置する方を対象としました補助の制度、これは先ほど議員さんが言われましたように、国の制度がございます。名称は、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金という名称ですが、23年度におきましては先ほど言われましたように、1キロワット当たり4万8,000円というようなことで、上限が10キロワットというようなことでございます。おおむね十四、五万円から20万円ぐらいの国からの補助が出るというような形になるかと思いますが、23年度は全国で17万戸の補助を予算化しておるといいう状況であります。また、県の補助につきましましては、1キロワット当たり3万円、上限が10万円という形になっておりますが、国からの交付税措置がなくなったというような形で、本年度からは県のほうはなくなりました。そういうことで、町のほうとしましては、現在のところ補助金制度は制定をしていないという状況にありますが、今後県の状況や近隣市町村の動向を踏まえながら、検討をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、宮本議員の一般質問にお答えします。

国においては、地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電対策補助事業を進めておりますが、茨城県においては財政的理由により、本年度は取りやめているのが

実情であります。しなしながら、脱原発あるいは新しいエネルギー対策としてはすばらしい事業だと私は考えております。ただいま担当課長が申し上げたとおり、厳しい財政状況の中ではありますが、近隣市町村の実態を調査して、検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問ありますか。

13番、宮本直志議員。

（13番 宮本直志君登壇）

13番（宮本直志君） 前向きに検討していくと、こういうような答えとも聞こえましたが、他町村はともかく、町独自で私はやってもらいたいと思うわけでございます。財政も厳しいのは重々知っておりますが、9月議会はまた決算議会ではありますが、この決算の内容を見ていると、入札の差額金やら委託料で大分こう余剰金が出ております。そういう関係からも、ぜひとも件数を限ってでも補助を出していただくように、ひとつ重ねてお願いを申し上げまして質問を終わります。

議長（生井和巳君） 答弁はないのですか。

13番（宮本直志君） ないです。

議長（生井和巳君） 以上で13番、宮本直志議員の質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

---

## 日程第2 議員派遣の件

議長（生井和巳君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

---

## 日程第3 閉会中の継続調査の件

議長（生井和巳君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（生井和巳君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってまいります。皆様におかれましては、何かとご多忙のところと存じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げます。平成23年第2回定例会を閉会といたします。

（午後 4時54分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 生 井 和 巳

署 名 議 員 上 野 政 男

署 名 議 員 中 山 勝 三